

第七十六回 帝國議會  
衆議院

# 貸家組合法案外一件委員會議錄(速記)第二回

昭和十六年一月八日(土曜日)午前十時十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 添田敬一郎君  
理事 小畠虎之助君 理事 野方 次郎君  
理事 野口 喜一君

|         |        |        |
|---------|--------|--------|
| 川崎巳之太郎君 | 大内竹之助君 | 青木作雄君  |
| 鹽川正藏君   | 瀧澤七郎君  | 大島寅吉君  |
| 西村茂生君   | 富吉榮二君  | 喜多壯一郎君 |
| 眞鍋儀十君   | 一松定吉君  | 田代正治君  |
| 山川頼三郎君  | 中山福藏君  | 土屋清三郎君 |

二月七日委員工藤鐵男君及高見之通君辭任  
ニ付其ノ補闕トシテ内藤正剛君及田代正治  
君ヲ議長ニ於テ選定セリ

厚生次官 児玉 政介君  
厚生省社會局長 熊谷 憲一君  
厚生書記官 中島 賢藏君  
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

賀家組合法案(政府提出)

醫療保護法案(政府提出)

○兒玉政府委員 議題トナツテ居リマス法  
ニ政府ニ児提案理由ノ説明元願ヒマス

第六類第十六號 貸家組合法案外二件委員會議錄 第二回

第一回 昭和十六年一月八日

案ノ提案ノ理由ハ既ニ本會議ア申上ガタノ  
合法案デアリマスガ、茲ニ各法案ノ内容ノ大體ヲ  
一應申上ガタイト存ジマス、最初ニ貸家組  
商業組合法ニ倣ツテ立案サレタノデアリマ  
シテ、以下其ノ主要ナ事項ニ付テ御説明申  
上ガタイト存ジマス

第一ニハ、貸家組合ノ目的トシマス所ハ、  
組合員ノ貸家ノ供給ヲ圓滑ナラシメマシテ、  
現下ノ住宅難打開ノ爲ニ、貸家投資家トシ  
テノ職分ヲ全ウサセマスト共ニ、貸家經營  
ノ適正化ヲ圖リマシテ貸家關係ヲ明朗ナラ  
シムルコトニアルノデアリマス

第二ニハ、組合ハ貸家ノ所有者及ビ經營  
者ヲ以テ組織スルコトトシ、尙ホ此ノ外新  
タニ貸家ノ建設ヲナサントスルモノヲモ、組  
合ニ加入セシムル途ヲ開イテ、組合ノ共同  
施設ヲ通ジテ、貸家建設上諸般ノ便益ヲ享  
受セシムルコトニ致シタノデアリマス。

第三ニ、組合ノ事業ノ主ナモノハ、貸家ノ  
建設及ビ經營ニ關スル共同施設ト、貸家ノ  
賃貸條件等ノ貸家經營ニ關スル統制トデア  
リマス、共同施設トシマシテハ、例ヘバ貸  
家ノ建設及ビ修繕ニ必要ナ土地及ビ資材ノ  
共同購入、組合常備ノ大工ノ設置、家賃ノ  
共同取立、貸家斡旋所ノ設置ト云フヤウナ  
モノデアリマス、又貸家ノ賃貸條件等ノ統  
制トシマシテハ、造作ノ修繕費ノ負擔區分

ツデアリマス、尙ホ組合ガ右ニ述ベマシタ  
ヤウナ事業ノ内、或ルモノヲ行フコトニナ  
ツテ居ラナイ場合ニ於キマシテ、行政官廳  
ガ特ニ必要アリト認メマスレバ、之ヲ行フ  
コトヲ命ジ得ルコトトシ、又組合ガ貸家ノ  
賃貸條件等ノ統制ヲ行ヒマス場合ニ於キマ  
シテ、行政官廳ガ特ニ必要アリト認メマス  
レバ、組合員ハ申スニ及ベズ、組合員以外  
ノ者ニモ、此ノ統制ニ從フベキコトヲ命ジ  
得ルコトト致シタノデアリマス

第四ニハ、貸家組合ニ對シマシテハ、所  
得稅法人稅及ビ營業稅ヲ免除シマス外、組  
合ノ貸家及ビ貸家用地ニ付キマシテ、國稅  
ノ登錄稅及ビ地方稅ノ不動產取得稅ニ關シ  
テ、必要ナル減免ヲ行フコトニ致シタノデ  
アリマス

第五ニハ組合ノ設立ニハ、原則トシマシ  
テ所定地區内ニ於テ、組合員タル資格ヲ有  
スル者ノ過半數ノ同意ヲ要スルノデアリマ  
スガ、土地ノ狀況ニ依リ、貸家所有者ガ多  
ク、其ノ過半數ノ同意ヲ得ルト云フコトガ  
極メテ困難ナ場合、其ノ他特別ノ事情ノア  
リマス時ハ、其ノ數ヲ命令ノ定ムル所ニ依  
ツテ減ジ得ルコトト致シタノデアリマス

以上申述べマシタ以外ノ事項ハ、大體ニ  
於キマシテ商業組合ノ例ニ倣フコトト致シ  
タノデアリマシテ、是等ノ各事項ニ付テハ、  
説明ヲ省略サセテ戴キマス、尙ホ商業組合法  
ニ於キマシテハ、御承知ノ如ク營業ノ統制  
ヲ事業トル統制組合ト云フ制度ヲ設ケ、

此ノ種ノ組合ニ關シテハ、所謂強制設立、或ハ強制加入ノ制度ヲ認メテ居ルノデアリマスガ、貸家組合ニ於キマシテハ、貸家ノ建設及ビ經營ニ關スル共同施設ヲ行フコトヲ以テ、本組合制度設置ノ眼目トシテ居リマスノデ、強制設立又ハ強制加入ノ制度ヲ設ケザルコトニ致シタノデアリマス、尙ホ組合ハ共同ノ目的ヲ達シマスル爲メ、聯合會ヲ設ケ得ルノデアリマス

最後ニ近年都市ニ於キマシテハ、諸般ノ事情ニ依リマシテ「アパート」ノ類ノ貸室ガ宿屋ノ如キ貸室モ、住宅政策ノ上ニ於テ重要ドナツテ參ツテ居リマスノデ、是等ノ貸宿屋ノ如キ貸室ノ建設ヲ増進シ、經營ノ適正ヲ圖ラシムルコトト致シタノデアリマスノデ、而シテ是等ノ貸室ノ場合ハ、普通ノ貸屋ト比較シマシテ、經營ノ形態又内容等ニ於キマシテ、著シク趣キヲ異ニスルモノガアリマスノデ、貸家組合トハ別個ニ貸室組合ヲ設ケシムルコトト致シタ次第デアリマス、以上ガ貸家組合法案ノ大要デアリマス

次ニ住宅營團法案ノ大要ヲ御説明申上ゲ  
タイト存ジマス、此ノ法案ハ大體ニ於キマシテ、庶民金庫法ニ倣ツテ立案サレタモノデアリマス、其ノ大要ヲ申上ゲマスレバ、先づ第一ニハ住宅營團ノ目的トシマス所ハ、勞務者、官公吏、軍人、教員或ハ社會事務員等ノ比較的少額ナル所得ヲ有スル者ニ對

付託議案  
（政府提出）（第二七九）  
（政府提出）（第二一八）  
（政府提出）（第二一九）

シマシテ、所要ノ住宅ヲ供給スルコトニアリマス、住宅營團ノ事業計畫ニ於キマシテハ、大體ニ於テ、二十坪、十五坪及ビ十坪ノ三種類ノ規模ノ住宅ヲ建設スル豫定ニ致シテ居ルノデアリマス。次ニ住宅營團ノ資本金ハ一億圓ト致シマシテ、政府ニ於テ其ノ全額ヲ出資スルコトニ定メタノデアリマスガ、是ハ差當リ今後五箇年ノ間ニ約三十万戸ノ住宅ト、其ノ住宅居住者ノ爲ニ、必要ナル各種厚生施設等ヲ建設スルニ要スル資金ノ總額ガ、約十一億圓ニ上ル見込デアリマシテ、其ノ中固定的ナル用途ニ充テラレマスモノ、即チ土地ノ購入費等ト初度調辨費等ヲ加ヘマスト、一億圓見當ト見積ラレマスルノデ、此ノ額ヲ資本金額ト定メタ次第アリマス。

政府出資ノ拂込ハ初年度ニ於キマシテ二千萬圓デアリマシテ、爾後毎年住宅營團ノ事業計畫ニ即應シテ、拂込マレルコトニ相成ツテ居リマス、尙ホ先程モ申述ベマシタ如ク、住宅營團ノ資本ノ大部分ハ、之ニ依リマシテ貸家經營及び各種ノ厚生施設ノ用ニ供シマス、敷地ヲ購入スルコトナリマス關係上、政府カラ住宅敷地トシテ、適當ナル國有地ノ出資ヲナシ得ルコト致シマシタガ、初年度ニ於キマシテハ、政府ヨリノ二千万圓ノ拂込ノ中、五百万圓ニ相當スマス。

第三ニハ住宅營團ニ對シマシテハ、其ノ公益性ニ鑑ミテ、所得稅、法人稅及ビ營業稅ヲ免除致シマス外、國稅ノ登錄稅及ビ地方稅ノ不動產取得稅ニ關シテ、必要ナル免稅ヲナスコトニ致シタノデアリマス。

第四ニ住宅營團ノ役員ニ關シマシテハ、庶民金庫ノ場合ト異リマシテ、副理事長ヲ置クコトニ致シマシタガ、右ハ此ノ營團ノ事業分量ガ相當大キク、役職員ノ數モ相當ニ多數ニ上ル見込デアリマス關係上、理事長ヲ輔佐シテ事業ノ圓滑ナル遂行ヲ期スル爲メ、副理事長ヲ置クノ必要アリト認メタルニ困ルモノデアリマス。

第五ニ住宅營團ノ行ヒマス業務ハ、第一ニハ住宅ノ建設及び經營デアリマス、先程モ申上ゲマシタ通り、住宅營團ハ差當リ今後五箇年間ニ、約三十万戸ノ住宅ヲ建設スル計畫アリマシテ、其ノ中二十坪ノモノ竝ニ十五坪ノモノ、合計二十万戸ハ原則ト致シマシテ、土地附ノ分譲ノ方式ニ依ルノデアリマス、又十坪ノモノ十万戸ハ原則トシテ賃貸ノ方式ニ依ツテ經營シテ行ク豫定デアリマス、住宅政策上竝ニ住宅經營經濟上ノ見地カラ言ヒマシテ、又民間ノ貸家投資ヲ抑制シナイヤウニトノ考慮カラ致シマシテ、原則トシテ分譲ノ方法ニ依リ、自己住宅ヲ所有セシムル方式ヲ採ルコトヲ適當ト認メタ次第アリマス、次ニ本營團ハ、住宅ノ建設及經營ノ受託事業ヲ行フノデアリマス、是ハ例へバ工場等ノ事業主ガ、労務者住宅ヲ建設シマス場合ニ、其ノ建設ノ委託ヲ受ケ、又其ノ出來上リマシタ住宅ノ經營ノ委託ヲ受ケルト云フヤウナ場合デアリマシテ、之ニ依ツテ住宅ノ集團的建設經營ノ妙ヲ發揮スルヤウニ致シテ參リタイト考ヘテ居リマス。

又本營團ニ於キマシテハ、一團地ノ住宅ヲ建設シ又ハ經營シマス場合ニ於テ、之ニ供帶シテ居住者ノ生活ニ必要ナル各種ノ厚生施設ヲ、建設經營シマシテ、其ノ福利增進ヲ圖ラシメルコトニ致シタノデアリマス。

庶民金庫ノ場合ト異リマシテ、副理事長ヲ置クコトニ致シマシタガ、右ハ此ノ營團ノ事業分量ガ相當大キク、役職員ノ數モ相當ニ多數ニ上ル見込デアリマス關係上、理事長ヲ輔佐シテ事業ノ圓滑ナル遂行ヲ期スル爲メ、副理事長ヲ置クノ必要アリト認メタルニ困ルモノデアリマス。

第五ニ、資本金ノ十倍マデ住宅債券ヲ發行ハ貸付スルコトヲ得ルコトニ致シマシタ

第六ニ、資本金ノ十倍マデ住宅債券ヲ發行ハ貸付スルコトヲ得ルコトニ致シマシタ

第七ニ、本營團ハ一定ノ條件ノ下ニ出資申上ゲマス、時局下ニ於キマシテハ、庶民層ノ生活確保ニ萬全ヲ期シマスコトハ、極メテ緊要ノコトト存ズルノデアリマスガ、

ノ事項デアリマスノデ、説明ヲ省略サセテ戴キマス

次ニ醫療保護法案ノ大體ノ内容ヲ御説明申上ゲマス、時局下ニ於キマシテハ、庶民層ノ生活確保ニ萬全ヲ期シマスコトハ、極メテ緊要ノコトト存ズルノデアリマスガ、

ノ事項デアリマスノデ、説明ヲ省略サセテ戴キマス

マス、尤モ其ノ配當率ニ付テハ、住宅營團ノ事業ノ性質ニ鑑ミ制限ヲ設ケマシテ、國

ス、其ノ他住宅營團ニ於キマシテハ、或ハ貸家組合等ニ住宅建設ノ爲ノ資金ノ一部ヲ貸付ケルトカ、或ハ住宅ノ賣買及ビ貸借ノ仲介ヲ行フトカ、住宅ノ供給竝ニ之ニ關聯シテ、必要ナル事業ヲ行フコトニシタノデアリマス、次ニ住宅問題ニ於キマシテハ、用地ノ確保ヲ圖ルコトガ、先決ノ重要問題タルコトニ鑑ミマシテ、住宅營團ニ於テ其

ノ事業ノ性質ニ鑑ミ制限ヲ設ケマシテ、國債ノ利率トノ振合ヲ考慮シテ、最高年三分五厘ヲ超ユルコトヲ得ナイモノト致シタ次第デアリマス

最後ニ、監督及ビ罰則ニ關シマシテハ、何レモ殆ド全部庶民金庫法ニ於ケルト同様ノ事項デアリマスノデ、説明ヲ省略サセテ戴キマス

次ニ醫療保護法案ノ大體ノ内容ヲ御説明申上ゲマス、時局下ニ於キマシテハ、庶民層ノ生活確保ニ萬全ヲ期シマスコトハ、極メテ緊要ノコトト存ズルノデアリマスガ、

ノ事項デアリマスノデ、説明ヲ省略サセテ戴キマス



コトニナツタニ付キマシテハ、是等ノ點ニ  
付テ十分ナル御研究ノ上、我ガ國ノ住宅經  
營計畫ニ付テ、一大劃期的ノ改善ヲサレル  
ノ外ニ、モウ一ツ重要ナ問題ガアルノデア  
リマス、ソレハ今日ノ日本ニ於テハ官吏ト  
公務員ノ人ノ數ガ、非常ニ増加シツツアルノ  
デアリマシテ、今後モ種々ノ統制關係其  
ノ他ノ爲ニ、多クノ人ガ都市ニ集中シテ來  
ルモノデアラウト思フノデアリマス、特ニ  
中央ニ集マル人ノ數ハ益々殖エテ來ル、ソ  
コデ交通ノ設備ニ付テモ、非常ナ必要性ヲ  
増大シテ來ルデアリマセウ、サウシタナラ  
バ其ノ總テノ人ヲ運ブ交通機關ニ、影響ヲ  
及ボスコトハ大キナモノデアリマス、又不經  
濟ナ所ノ長イ距離ノ建設ヲ伴フト云フ譯  
合ニナルノデアリマス、尙ホモウ一ツ大事  
ナコトハ、此ノ間モ或ル人ノ話ヲ承ツテ居  
リマスル中ニ、「ドイツ」デハ自分ノ住宅地  
ヨリ自分ノ仕事ヲスル區域ニ、毎日足ヲ運  
ビマスル上ニ於テ、労働者ハ三十分以上ノ  
時間ヲ要シタナラバ、其ノ一日ノ労働ノ能  
率ニ影響スル、勤勞取得者ハ四十分以上ノ  
時間ヲ使ツタナレバ、是亦仕事ノ上ノ能率  
ニ影響スル、斯ウ云フコトヲ聞イタノデア  
リマス、ソレデ「ドイツ」ニ於テハ、此ノ住  
宅經營ニ對シテ距離ノ問題、ソレカラ交通  
上ノ總テノ機關ヲ整備シテ、乘換ノ場所ノ  
如キデモ、降リレバ直チニ危險ヲ感ゼズ、  
頭ヲ使ハズニ乗換ヘ得ル設備ニ付テ、非常  
ナ考慮ヲ拂ツテ居ル、斯様ニシテ色々ナ仕  
事ノ上ノ能率ヲ進ヌルコトニ、努力シテ居  
ルト云フコトヲ聞イタノデアリマス、洵ニ

ノ通リデアラウト思ヒマス、今日サウ云  
フ點カラ考ヘマシタナレバ、此ノ法律ヲ一  
ツヅツ別ノ法律トシテ、此ノ法律ノ目的其  
ノモノニ向ツテ、簡易ニ有效ニ其ノ目的ヲ  
達スルナラバ宜イト云フダケデハナク、サ  
ウ云フ市街地的經濟、交通的經濟、設備ノ經  
濟、時間ノ經濟、能率ノ關係等ヲ十分考慮  
シテ、是ハ政府トシテ手ヲ着ケラレマシタ  
初メテノ仕事デアリマスカラシテ、立派ナ  
指導的、模範的事業トシテヤラレナケレバ  
ナラヌ所ノ重大ナル責任ノアル法律デアリ、  
大變大切な法律デアル、斯ウ云フニ考ヘ  
ラレルノデアリマス、此ノ點ニ付キマシテ  
テ、政府ノ御考ヘニナツテ居リマスルコト、  
ソレカラ茲ニ書イテアリマス所ノ此ノ貸家  
ノ建設ノ爲ノ土地ヲ得ルコトニ付キマシテ  
ハ、距離ノ問題、時間ノ問題等ニ付テ、ド  
ウ云フ考慮ヲ拂ハレテ居リマスルカ、又ドノ  
程度ノ生活者ニ適スル所ノ建築ヲ目的トサ  
レルノデアリマスカ、一戸ノ坪數、建築費  
用、其ノ場所ニ對スル所ノ交通關係、サウ  
云フ點ニ付キマシテ、政府ノ御所信ヲ伺ヒ  
タインデアリマス

思フノデアリマス、其ノ點ニ付テハ、私共  
モ同様ノ感ヲ抱クノデアリマスルケレドモ、先  
程申シマシタヤウナ情勢ニ即應致シマスレ  
バ、自ラ多少ノ農地ヲ潰スト云フコトモ起  
ラウカト思フノデアリマシテ、申サバ已ム  
ヲ得ナイ事柄デアルト存ズルノデアリマス、  
隨ヒマシテ其ノ點ニ付テハ、一面ニ於テ農  
地ノ開發ト云フヤウナ政策ヲ考慮シナケレ  
バナラヌカト思フノデアリマスガ、過般閣  
議ニ於テ決定ヲセラレマシタ住宅對策ノ要  
綱ニ於キマシテハ、ソレ等ノ點ヲ包括致シ  
マシテ、住宅對策ノ根本方針トシテハ、產  
業立地、人口分布竝ニ土地配分ノ綜合的調  
整ヲ根幹トシテ、計畫ヲ進マルト云フコト  
ヲ、根本方針ニ致シテ居ルノデアリマス  
次ニサウ云フ見地カラ住宅ノ建設ヲ立體  
的ニシテ行カケレバナラヌデハナイカト  
云フ點モ、洵ニ御尤ト存ズルノデアリマシ  
テ、曾テ震災後ニ於キマシテ、住宅經營ヲ  
目的トシテ出來マシタ同潤會ガ、其ノ仕事  
ヲ進メマス上ニ於テハ、當初ハ實ハ取急グ  
關係デ、木造ノ家ヲ主トシテ建設ヲ致シタ  
ノデアリマスガ、當面ノ急ヲ過シタ後ハ、  
専ラ立體的ノ建築ニ向ツテ進ンダノデアリ  
マス、尤モ其ノ後ニ於キマシテ、先程御説  
明ヲ申上ゲマシタヤウニ、日本ノ庶民層ノ  
ニ於テハ立體的ナ建設物ヲヤツタト云フヤ  
フ見地カラ又別箇ノ小住宅ノ分譲ト云フヤ  
ウナコトモ、ヤツタノデアリマスガ、他面  
テ居ルコトト思フノデアリマスガ、サウ云  
フ見地カラ又別箇ノ小住宅ノ分譲ト云フヤ  
ウナコトモ、ヤツタノデアリマスガ、今  
御述ベノヤウナ點カラ申セバ、立體的ニ集

約シタ建築ヲヤルト云フコトハ、最モ望マシイコトト思フノデアリマスケレドモ、實ハ只今ノ仕事ヲ進メル上ニ於キマシテハ、一面ニ於テハ資材ノ關係カラ致シマシテ、難デアルト考ヘラレルコトガ一ツ、他ノ一面ニ於キマシテハ、先程申シマシタヤウニ、分讓住宅ト云フヤウナコトモ考ヘテ居ルト云フヤウナ次第ヲ以チマシテ、差當リ此ノ住宅対策ト致シマシテハ、御意見ノヤウナ點ヲ、十分ニ充スコトハ出來ナイコトガ相當遺憾ニ考ヘテ居ル者デアリマスガ、時局ノ情勢カラ致シマシテ、此ノ點モ已ムヲ得ナイト云フコトデ、御諒承ヲ願フ外ナイカト思フノデアリマス、更ニ住宅ノ建設ニ當ツテ、交通關係ヲ十分ニ考慮シナケレバナラヌデハナイカト云フ點モ、全ク御尤モデアリマシテ、例へバ川崎方面ノ如キ、或ハ廣ク東京、横濱、即チ京濱方面ニ於キマシテ、朝ノ「ラッシュ・アワー」ニ通勤者が非常ナ苦シミヲ致シ、其ノ爲ニ餘計ナ時間ヲ費シ、餘計ニ神經ヲ惱マスト云フコトハ、洵ニ困ヅタ狀態デアルト思フノデアリマシテ、左様ナ見地カラ致シマスレバ、住宅ノ建設ト云フコトニ付テ、距離ノ關係、時間ノ關係、交通ノ關係ト云フコトヲ、大ニ考慮シナケレバナラヌト存ズルノデアリマシテ、住宅對策ノ先程申述べマシタ根本方針ノ中ニハ、何レモノレ等ノ點ヲ考慮スルト云フ意味ヲ含ンデ居ルノデアリマスガ、サラバト申シマシテ、之ヲ實行スル上ニ於キマシテサウ云フ要件ヲ悉ク充シマスル爲ニハ、土地ヲ得ルト云フコトガ、非常ナ困難ヲ感ズル問題デアルト、實ハ今カラ覺悟致シテ居ルノデアリマスガ、其ノ爲ニ此ノ法律案ノ中

ニ、先程御説明申上ゲマシタヤウニ、土地ノ收用若シクハ使用ヲ強力ニ行フコトガ出来ルト云フヤウナ途ヲ開イタノモ其ノ所以デアリマスガ、御意見ノヤウナ點ハ、十分ニ考慮ニ入レテ此ノ事業ヲ進メタイ、斯様

○熊谷政府委員 サウデス  
○山川委員 サウンドスト淘ニ小サナモノ  
デアリマスガ、是ハ一戸々々一ツノ區劃ヲ  
立テテ、屋敷的ニ建テラレルノダラウト思  
ヒマスガ、是ハ二階建デアリマスカ、三階  
建デアリマス

ガ掛リ、無用ノ電氣、無用ノ水道、無用ノ  
瓦斯、無用ノ道路ノ建設、大變ナコトニカ  
ルト思ヒマスノデ、及ブダケ立體的ノ建築  
ニ進ンデ行クト云フ方法ヲ執ラレルコトヲ  
希望致シタイノデアリマス、木材ヲ以テ三  
階、四階ノ家ヲ建テルコトハ、非常ニ資材

ヨリ神戸ニ至ル間殆ド住宅地ニナツテ居ル、又  
工業地ニナツテ居ルノデアリマス、此ノ大キ  
ナ工業地ニハ、ソレドモ住宅地ノ附帶事業  
ヲ、政府ハ命令サレテ居ルノデアリマス、  
是ハソレドモ大變ナ大事業ニナツテ居リマ  
シテ、其ノ業主ハ今土地ノ求メ方、是ノ建  
設事ニ付ニ主掌ニ頼ム、猶アノニ居ル、

○熊谷政府委員 御尋ねノ第一點ノ、貸家ト貸間ノ區別ガ付クカト云フ點デアリマス、  
貸家ト貸間ノ區別ハ、實ハ貸間ノ營業「ア  
パート」トカ、下宿屋ノ營業ニ付キマシテ  
ハ、ソレドヽ地方廳令ヲ以テ取締ノ規則モ出  
來テ居ルノデアリマシテ、大體ニ於キマシ  
テ區別ガ付クト考ヘテ居リマス、貸家ト申  
シマスノハ普通ノ一般ノ住宅、世帶向キノ  
獨立ノ住宅、或ハ長屋デアリマス、貸間ト  
申シマスノハ、一ツノ建物ノ内ヲ各部屋部  
屋ニ分ケテ、ソレヲ貸スノデアリマス、ソ  
レデ大體區別シテ指導ガ出來ルデアラウト  
思ツテ居リマス、ソレカラドノ程度ノ廣サ、  
一坪當リトシテ幾ラカト云フヤウナ御尋ネ  
デゴザイマシタガ、先程一寸申上ゲマシ  
タヤウニ、大體住宅營團デ考ヘテ居リマス  
ノハ、一番大キイノガ建坪二十坪デアリマ  
ス、次ガ十五坪、其ノ次ガ十坪ト云フ積リ  
デ居リマス、二十坪及ビ十五坪ノ建物ハ、  
大體坪當リノ建設費ガ百七十圓、一番小サ  
イ十坪住宅ハ建設費ガ、坪當リ百八十圓ノ  
積リデ居リマス、是ハ豫定デアリマス、大  
體分譲致シマスル値段ヲ申上ゲマスト、一  
番大キナ二十坪ハ土地付デ月三十三圓ノ二  
箇年賦、十坪住宅ハ大體十八圓程度デ賃貸  
ガ出來ルノデハナイカ、斯ウ云フ風ニ考ヘ  
テ居リマス

○熊谷政府委員　只今総合二十箇年ト申上  
ゲマシタガ、分譲スルモノガ二十箇年デ、  
賃貸ハサウデハアリマセヌ、ソレカラ建方  
ニ付キマシテハ、勿論健康的ナ明朗ナ住宅  
ヲ建テタイト思ヒマス、又防空ノ見地カラ  
モ考ヘテ建テナケレバナラヌト思ヒマスガ、  
一戸々々建テルモノモアルシ、又長屋式ノ  
モノモアルシ、又最近同潤會等デヤツテ居  
ル立體的ノ四戸建ト云フヤウナヤリ方モア  
ラウト思ヒマスガ、三階トカ四階ト云フコ  
トハ物資ノ關係上、木材建デアリマスカ  
ラ、一寸出來ナイト思ヒマス

○山川委員　木材ノ良イ資材ガナクナツテ、  
大變求メニククナツタノデアリマスガ、是  
ニ年ニ五、六万戸ノ建築、五箇年間デ三十万  
戸ノ建築ニ要スル資材ト云フモノハ、大變  
ナ數ニ上ルト思フノデアリマス、當初一年  
ヤ二年ノ間ハ相當ヤレルカモ知レマセヌガ、  
繼續シテ資材ヲ得ルコトハ、大變困難デア  
ルト思ヒマス、ソコデ何處マデモ立體的、經  
濟的ノ家ヲ建テナケレバ、假ニ三十万戸ノ  
家ヲ一箇所ニ土地ガアルトシテ建テルト致  
シマシタナラバ、大キナ市街ガ一ツ出來ル  
ノデアリマス、其ノ市街地ノ間ヲ或ハ十町  
トカ、十五町トカ、二十町トカ云フ此ノ距離  
ヲ數多ノ人ガ歩イテ居ル、是ハ無用ノ足ヲ  
運ンデ居ルコトニナル、立體的ニスレバ其  
ノ四分ノ一デ運ベル、斯ウ云フ屋敷的ナモ

方困難タト申シマスガ、アノ木ハ四本ヲ組合ハセル、六本ヲ組合ハセル、八本ヲ組合ハセル、一ツノ柱ヲ組合セ法ヲ以テ建築スレバ、ドンナ高イモノデモ建テラレル、一本ノ木デ造ツタ柱ヨリハ、組合セ的ノモノノ方ガ強イノデアリマス、昔ノ千石柱ハ皆木ヲ組合ハセテ之ニ輪ヲ嵌ヌテ造ツテ居ル、ソレハ何レニ學ンダカト云フト、奈良ノ大佛様ノ建築ノ柱ニ學ンダノデアリマス、アノ柱ハ數十本ノ木ヲ組合ハセテ、サウシテアノ大キナ柱ガ造ツテアルノデアリマス、アレニ依ツテ學ンダノデアリマス、決シ弱イノデハナイ、體裁ハ少シクドウカト思ヒマスガ、其ノ邊ヲドウゾ御考ヘニナラレテ、木材ニ依ツテデモ、數層ノ家ヲ建テルコトハ決シテ困難デナイ、斯ウ云フ風ニ私ハ考ヘルノデアリマス、各種ノ觀點カラ御考ヘヲ願ヒマシテ、成ベク立體的デ、サウシテ敷地ノ面積ヲ少クスル、百軒ヤ二百軒ノ家ナラバ、ソレハ宜シイガ、茲ニ政府ガ行ハウト云フノダケデモ、三十万戸ノ家ガドノ邊マデニ進ンデ行クカ分ラヌノデゴザイマス、其ノコトニ付テモウ一度伺ヒタイト思ヒマス

○熊谷政府委員 住宅建築ノ大體ノ方針ニ  
關シマシテ、色々御意見ガアツタノデアリ  
マス、大事ナ土地ノ問題、或ハ電燈、電話  
瓦斯、交通機關等ノ資材ノ關係カラシテ、  
出來ルダケ立體的ノモノヲ考ヘロト云フ御  
意見、御尤モデアリマシテ、住宅建築ノ際  
ニ於キマシテハ、出來ルダケ土地ヲ潰サナ  
イヤウニ、潰スト致シマシテモ、田ヲ避ケ  
テ畑ニスル、畑ヲ避ケテ荒地ニスルト云フ  
ヤウナ方針デヤツテ行カネバナラヌ、又建  
テマス場合ニモ、許サレルダケ土地ヲ儉約  
スルコトガ必要デアリ、又物資ノ節約ト云  
フコトモ考ヘナケレバナラヌノデアリマス、  
又一面所有慾ト申シマスカ、家ヲ自分ノモ  
ノニシタイト云フ慾モアリマセウシ、家族  
制度ト云フ見地モアリマセウシ、保健衛生  
ト云フ點モアリマセウシ、又防火上ノ色々  
ナ見地カラモ、考ヘラレナケレバナラヌノ  
デアリマス、出來ルダケサウ云フモノモ盛  
リ込ミマシテ、御趣旨ニ副フヤウニ考ヘテ  
見タイト思ヒマス、尙ホ神戸地方デヤツテ  
居リマス色々ナ勞務者住宅ノ御話デアリマ

○山川委員 是ハ總テ二十箇年デスカ

主ノ建築ニ任セテアルノデアリマスガ、將來住宅營團等ガ出來マスレバ、サウ云フ方面モ指導シテ行キタイト考ヘマス  
○山川委員 モウ一ツ御伺ヒ申上ゲタイ  
ノデゴザイマスガ、第四ニ免稅ト云フコトガ書イテアリマス、「組合ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ又登錄稅及印紙稅ニ關シ必要ナル減免ヲ爲スコト」斯ウ云フ風ニ書イテアルノデアリマス、是ハ重大ナル問題デアリマシテ、唯今日逼迫シテ居ル住宅難ヲ救フト云フ目的ノ爲ニ、手段ヲ選バスト云フヤリ方デアルト、私ハ思フノデアリマス、今日住宅社ニ住宅ヲ經營セシメ、自分ノモノニスルト云フコトニ努力セシメルト云フコトニ付キマシテハ、洵ニ結構デアリマシテ、此ノ法律ハ必要ナルモノト私ハ思ヒマスガ、稅ヲ免ズルト云フコトハ、ソレカラ後ニ國民トシテノ義務ヲ免レルコトニナルノデアリマス、唯住宅ニ關スル免稅デアルカラ、人ニ對スル免稅デハナイト仰セラレルカモ知レナイガ、都會ニ於テハ稅金ハ今日マデ、土地又ハ家屋ヲ課稅ノ對象トノ住宅經營組合ニ依ツテ獎勵サレマス時ニ所ガナイノデアリマス、ソレ故ソレヲ中心トシテ課稅ヲ致シテ居ルノデアリマス、此シテ居ルノデアリマス、又是ヨリ外ニ取りアリ、是ガ發達シテ參リマシタナレバ、政府ノ三十万ハ進ンデ五十万ニナルカ、七十万ニナルカ、ソレハ分ラヌノデアリマス、万ニナルカモ知レマセヌケレドモ、一旦現在ノ状況ダケヲ見テ、是位ノ免稅ハ國家ノ收入ニ影響ハ少イ、憂ヘル程ノモノデナ作ツタ所ノ法律ト云フモノハ、事情ニ大キノ變化ガナイ限りハ、其ノ法律ハ永續的ニ

使ハレルト思フノデアリマス、明治ノ初年ニ作ツタ法律デモ、今残ツテ居ルノガ澤山アルノデアリマス、法律ハ其ノ場限リニ作ルベキ性質ノモノデハナイ、之ヲ作ル時ニハ永久ト思ツテ作ラナケレバナラヌノデアリマス、是等ノ住宅ガ免稅デアルト云フコトデ、人ガ皆之ヲ目指シテ進ンデ行キマシンデ居ル者ハ免稅ノ方法ガナイ、都會ニ居ル者ハ其ノ方法ニ依ツテ免稅ノ區域ニ入ツテシマフ、是ガ非常ニ大キナコトニナツテ來タラ大變デアリマス、デアリマスルカラ、是ハ絶對ニ私ハイカスト思フノデアリマス、「ローマ」ノ末世ヲ考ヘマシテモ、「ローマ」ノ末世デハ、稅金ヲ納メタ國民ハ五割五分シカナカツタ、四割五分マデハ稅金ヲ拂ハナイ所ノ人デアル、其ノ稅金ヲ納メナイ人ハ皆權利者デアツタ、稅ヲ納メナイノミナラズ、人カラドンヽ稅ヲ取ル權利ヲ持ツテ居ツタ、唯最後ノ納稅者ハ農民デアツテ、農民ノミガ納メタ、是ニ於テ國ハ滅ビタノデアリマス、現在ニ於テハ僅カデアルカラ、稅額ニ依ル影響ハ及ボサヌトヘ存ジマスルガ、將來ヲ見透シテ、多クノ人ガ免稅ノ土地、免稅ノ家屋ニ入ツテシマフト云フコトハ、國家ニ必要ナ財源ヲ、此ノ場所カラ取ルコトガ出來ヌコトニナルノデアリマス、實ニ恐ルベキ問題デアツテ、將來ノ見透シトシテ、大變ナ問題デアラウト思ヒマス、一方今日ノ住宅難ヲ救フノニハ、從來ノ稅金ヲ免除スルト云フヤウナコトマデ考ヘテヤラナイデモ、十分救フコトガ出來ル、住宅難ヲ救フ上ニ於テ利益デアル點ハ、何カラ何マデ總テ搔凌

ツテ來テ、此ノ法律ニ盛ツテシマヘバ宜イ  
ト云フモノデハナイ、一面國家ノ將來ノ見  
透シト云フモノヲ、十分付ケナケレバナラ  
ヌノデアリマス、是ハ重大ナル問題ト考ヘ  
デアリマス、之ニ對シマシテ政府ノ御所見  
マスルニ依ツテ、委員各位ト共ニ御研究ヲ  
申上ゲナケレバナラヌ問題デアラト思フノ  
御伺ヒ申上ゲタイノデアリマス  
○熊谷政府委員 只今ノ御質問デアリマス  
ガ、法文ノ七條ヲ御覽ヲ戴キタインデアリ  
マス、「住宅營團ニハ所得稅、法人稅及營業  
稅ヲ課セズ」、是ハ營團ニ課ケナイト云フコ  
トデアリマシテ、個人ニハ勿論課ケルノデ  
アリマス、ソレカラ其ノ次ノ、北海道、府縣、  
市町村其ノ他ニ準ズベキモノハ住宅營團  
ノ事業、又住宅營團ガ建物ヲ建テタリ、土  
地ヲ買ツタリシ場合ニ、不動產所得稅ト  
カ、營業稅的ノモノヲ課ケナイ、詰リ住宅  
營團ニ課ケナイト云フコトデアリマス、住  
宅營團ノ家ヲ個人ガ分讓シテ、支拂ヲナシ  
マシタ後ニ、所有權ガ移轉スルヤウナ場合  
ハ勿論課ケルノデアリマス、又住宅營團ノ  
建物ニ住ンデ居リマスル人ニ對シマシテハ、  
勿論是ハ家屋稅デアルトカ云フヤウナモノ  
ハ取ルコトニナツテ參リマス、個人ニ對シ  
テ免稅ヲ致シテ居ルノデハナインデアリマ  
シテ、住宅營團ノモノニ對シテ免稅ヲシ  
テ居ル、御意見通り其ノ中ニ住ンデ居ル個  
人ニ對シテ免稅スルト云フコトハ、其ノ市  
町村ニ取りマシテ、家屋稅ナリ、地租ナリ  
ト云フモノハ、或ハ學校トナツタリ、或ハ  
ハ道路トナツタリ、重要ナモノデアリマス  
ルカラ、此ノ點ニ付テハ免稅致シテ居リマ  
ス、サウ云フ風ニ御諒承ヲ願ヒマス

法人デアルト云フヤウナモノニ對シテハ、  
稅金ヲ課ケナイト云フノデアリマスガ、若  
シ住宅營團ガ事務所トシ、或ハ總テノ住宅營  
團ノ爲ニ經營スル所ノ、種々ノ市場其ノ他ノ  
設備ヲ致シマス時ニ、斯ウ云フモノハ住宅營  
團ノ直接所有物デアルカラ、之ニハ課ケナ  
イト云フコトニナルノデアリマスカ、唯此  
ノ團ノ組織ニ對シテノミ免稅ニナルト云フ  
意味デアルノナラバ、法人デアツタナレバ  
免稅ニナルノデハナイカト思ヒマスカ、  
此處ニ斯ワ云フ風ニ「營團ニハ」ト書ケバ、營  
團ノ中ノドウ云フモノニハ免稅ヲシ、或ハ  
土地、住宅或ハ營團ニ必要ナル建築物ニハ、  
ヤハリ課ケルノデアルカ、其ノ邊ヲモウ一  
ツ承ツテ置キタノデアリマス

稅ナリト云フモノハ課カツテ行キマス、一時的ナ稅金ト致シマシテ、例ヘバ地方ニ於ケル不動産取得稅ノ如キハ、住宅營團ニハ課ケナイノデアリマス、併シナガラ住宅營團カラ分譲ヲ受ケマシテ、各個人ガ取得シマス場合ニ於キマシテハ課ケル、詰リ一種ノ二重課稅ヲ避ケルト云フ趣旨デ立案サレタノデアリマス、住宅營團ガ企業者ニナリマシテ、家ヲ建テテヤリ、ソレヲ個人ガ取得シマス場合ニ、默ツテ居リマスト二度取ラレルコトニナリマス、住宅營團ガ建テタ時ニ取ラレマス、ソレカラ各個人ニ所有權ガ移轉シタ場合ニモ取ラレマス、ソレデハ一種ノ二重課稅ニ相成リマスカラ、其ノ場合ニハ住宅營團ニハ課ケナイ、併シ分譲シテ各個人ガ取得スル場合ニハ課ケル、斯様ニナツテ居ル譯デアリマス、登録稅ニ於キ合ニハ住宅營團ニハ課ケル、斯様マシテモ亦同様ニ、二重課稅ヲ避ケルト云ガル場合モアルカト思ヒマスガ、私ハ一寸マス、左様御諒承願ヒマス

○添田委員長 次ハ西村君デスガ、今オイデニナラスヤウデスカラ、次ハ野口君

○川崎(巳)委員 一寸關聯シテ……、私ハ質問ヲ申上ゲル資料トシテ、三ツ程資料ヲ當局カラ出シテ戴キタノデス、當局ガ此

ノ住宅法案ヲ出サレルコトニナリマシタノハ、大キナ都會デハ人口ガ稠密シテ住宅ガ不足デアルカラデアリマスガ、ソレハ大體

ノ觀念デ詳シイ數字ガ分リマセヌノデ、大體人口二十万以上ノ都市ニ付テ、最近五箇年間ニ人口及ビ世帯ガ、ドノ位增加シテ居ルカ、ソレヲ一つ出シテ戴キタイ、ソレカ

ラ「アパート」ハ主ニ大都市グケト思ヒマスガ、六大都市ニ於ケル「アパート」ノ現在戸數、及び其ノ室數ヲ出シテ戴キタイ、ソレ

マスト、彼處ノ知事ナドガ非常ニ悲鳴ブ揚

ゲテ居ツタ、此ノ縣ハ工業地帶ニナツタノ

デ、耕地ガドン／＼工場及ビ住宅ノ爲ニ減

ラサレテ居ル、ソコニ持ツテ來テ、此ノ旱害ダカラ何トモシヨウガナイ、政府カラハ

農產物ノ增産ヲ命ぜラレテ居ルノデヤリ切

レナイ、斯ウ云フ實際ノ話ヲ聞イタコトガ

アリマス、ソレデスカラ工場ヲ持ツテ居ル

府縣、是ハ餘リ數多クハナイデセウカラ、其處ノ工場及ビソレニ付キモノデアル勞働

者ノ住ム住宅、ソレガドノ位ノ割合デ殖工

テ居ツテ、ドノ位ノ耕地ヲ漬シテ居ルカ、

是ハ現在ノ所大體御分リト思ヒマスカラ、

御調べガ出來マスレバ、調べテ出シテ戴キ

タイ、以上三ツヲ要求シタノデスマス、此ノ住宅營團ガ建テルモノニ對シ

テハ、是ハ政府ガヤルノデアルカラ、色々

免稅モアリ、其ノ他ノ稅金モアルガ、次ニソレヲ自分ノモノニスル時ニハ、ソレニ對

スル色々ナ稅金ヲ課ケルノデアルカラ、是ハ二重課稅ニハナラナイヤウニスルノデア

ツテ、普通ノ一重稅ハ拂フト云フ譯デアル

トノ御説明デアラウト思ヒマス、ソレナラ

バ宜シイガ、此ノ營團ト云フモノハ、營團

デモ借家組合デモ、是ハ持チ寄リデゴザイ

マス、此ノ持チ寄リノモノニ對シテ、誰ソ

レノモノニハ課カラヌガ、其ノ持チ寄リノ

總テノ價格ニ對シテハ、從來通り此ノ組合

ニ入ツタ者ト雖モ、免稅ハナインデアリマ

スカ、各々持チ寄ツテ居ル個人々々ニ對シ

テハ、異同ハナインデアリマスカ、集マツ

タ所ノ一つノ組合ト云フモノニ對シテ、其

ノ組織ニ對シテノミノ免稅デアツテ、理窟

的ニハ一重ノ稅金ハ總テ課カル、脫稅ハナ

イ、此ノ組合法ヲ活カスト云フ意味デハナ

ク、國ト云フ上カラ見テ、脫稅ト云フ意味

ハ含マナイト云フコトデアリマスガ、サウ

スルト法律上ノ脫稅ト云フ意味ノコトガ行

ハレルノデハナイカ、ソコノ所ニ一寸疑問

ガ出マシタノデ、モウ少シ詳シク御説明ヲ

願ヒマス

○中島(賢)政府委員 稅ノ所ヲ少シ詳シク

申上ゲルコトニ致シタノト思ヒマス、先づ

住宅營團カラ申上ゲマスガ、住宅營團ノ第

七條ニ依リマシテ、所得稅ト法人稅、ソ

レ居ツテ、ドノ位ノ耕地ヲ漬シテ居ルカ、

是ハ現在ノ所大體御分リト思ヒマスカラ、

御調べガ出來マスレバ、調べテ出シテ戴キ

タイ、以上三ツヲ要求シタノデスマス、此ノ住宅營團ガ建テルモノニ對シ

テハ、是ハ政府ガヤルノデアルカラ、色々

免稅モアリ、其ノ他ノ稅金モアルガ、次ニ

ソレヲ自分ノモノニスル時ニハ、ソレニ對

スル色々ナ稅金ヲ課ケルノデアルカラ、是

ハ二重課稅ニハナラナイヤウニスルノデア

ツテ、普通ノ一重稅ハ拂フト云フ譯デアル

トノ御説明デアラウト思ヒマス、ソレナラ

バ宜シイガ、此ノ營團ト云フモノハ、營團

デモ借家組合デモ、是ハ持チ寄リデゴザイ

マス、此ノ持チ寄リノモノニ對シテ、誰ソ

レノモノニハ課カラヌガ、其ノ持チ寄リノ

總テノ價格ニ對シテハ、從來通り此ノ組合

ニ入ツタ者ト雖モ、免稅ハナインデアリマ

スカ、各々持チ寄ツテ居ル個人々々ニ對シ

テハ、異同ハナインデアリマスカ、集マツ

タ所ノ一つノ組合ト云フモノニ對シテ、其

ノ組織ニ對シテノミノ免稅デアツテ、理窟

的ニハ一重ノ稅金ハ總テ課カル、脫稅ハナ

イ、此ノ組合法ヲ活カスト云フ意味デハナ

ク、國ト云フ上カラ見テ、脫稅ト云フ意味

ハ含マナイト云フコトデアリマスガ、サウ

スルト法律上ノ脫稅ト云フ意味ノコトガ行

ハレルノデハナイカ、ソコノ所ニ一寸疑問

ガ出マシタノデ、モウ少シ詳シク御説明ヲ

願ヒマス

○山川委員 一寸只今御伺ヒ申シマシタ免

稅ノコトデ、マダ少シ疑念ガアルノデゴザ

イマス、此ノ住宅營團ガ建テルモノニ對シ

テハ、是ハ政府ガヤルノデアルカラ、色々

免稅モアリ、其ノ他ノ稅金モアルガ、次ニ

ソレヲ自分ノモノニスル時ニハ、ソレニ對

スル色々ナ稅金ヲ課ケルノデアルカラ、是

ハ二重課稅ニハナラナイヤウニスルノデア

ツテ、普通ノ一重稅ハ拂フト云フ譯デアル

トノ御説明デアラウト思ヒマス、ソレナラ

バ宜シイガ、此ノ營團ト云フモノハ、營團

デモ借家組合デモ、是ハ持チ寄リデゴザイ

マス、此ノ持チ寄リノモノニ對シテ、誰ソ

レノモノニハ課カラヌガ、其ノ持チ寄リノ

總テノ價格ニ對シテハ、從來通り此ノ組合

ニ入ツタ者ト雖モ、免稅ハナインデアリマ

スカ、各々持チ寄ツテ居ル個人々々ニ對シ

テハ、異同ハナインデアリマスカ、集マツ

タ所ノ一つノ組合ト云フモノニ對シテ、其

ノ組織ニ對シテノミノ免稅デアツテ、理窟

的ニハ一重ノ稅金ハ總テ課カル、脫稅ハナ

イ、此ノ組合法ヲ活カスト云フ意味デハナ

ク、國ト云フ上カラ見テ、脫稅ト云フ意味

ハ含マナイト云フコトデアリマスガ、サウ

スルト法律上ノ脫稅ト云フ意味ノコトガ行

ハレルノデハナイカ、ソコノ所ニ一寸疑問

ガ出マシタノデ、モウ少シ詳シク御説明ヲ

願ヒマス

○山川委員 一寸只今御伺ヒ申シマシタ免

稅ノコトデ、マダ少シ疑念ガアルノデゴザ

イマス、此ノ住宅營團ガ建テルモノニ對シ

テハ、是ハ政府ガヤルノデアルカラ、色々

免稅モアリ、其ノ他ノ稅金モアルガ、次ニ

ソレヲ自分ノモノニスル時ニハ、ソレニ對

スル色々ナ稅金ヲ課ケルノデアルカラ、是

ハ二重課稅ニハナラナイヤウニスルノデア

ツテ、普通ノ一重稅ハ拂フト云フ譯デアル

トノ御説明デアラウト思ヒマス、ソレナラ

バ宜シイガ、此ノ營團ト云フモノハ、營團

デモ借家組合デモ、是ハ持チ寄リデゴザイ

マス、此ノ持チ寄リノモノニ對シテ、誰ソ

レノモノニハ課カラヌガ、其ノ持チ寄リノ

總テノ價格ニ對シテハ、從來通り此ノ組合

ニ入ツタ者ト雖モ、免稅ハナインデアリマ

スカ、各々持チ寄ツテ居ル個人々々ニ對シ

テハ、異同ハナインデアリマスカ、集マツ

タ所ノ一つノ組合ト云フモノニ對シテ、其

ノ組織ニ對シテノミノ免稅デアツテ、理窟

的ニハ一重ノ稅金ハ總テ課カル、脫稅ハナ

イ、此ノ組合法ヲ活カスト云フ意味デハナ

ク、國ト云フ上カラ見テ、脫稅ト云フ意味

ハ含マナイト云フコトデアリマスガ、サウ

スルト法律上ノ脫稅ト云フ意味ノコトガ行

ハレルノデハナイカ、ソコノ所ニ一寸疑問

ガ出マシタノデ、モウ少シ詳シク御説明ヲ

願ヒマス

○中島(賢)政府委員 稅ノ所ヲ少シ詳シク

申上ゲルコトニ致シタノト思ヒマス、先づ

住宅營團カラ申上ゲマスガ、住宅營團ノ第

七條ニ依リマシテ、所得稅ト法人稅、ソ

レカラ營業稅ト云フ國稅ハ課カラナイ譯デアリマス、隨テ之ニ伴ヒマス附加稅モ取ラレナイコトニナリマスガ、ソレハ營團其ノモノニ對スル謂ハバ主體ニ對スル免稅デアリマス、ソレカラ營團ニ對シマシテ、地租ナリ、家屋稅ナリト云フモノハ

セヌノガ、第七條ノ二項ニアリマスル所謂地方稅ニ於ケル不動產取得稅デアリマス、此ノ不動產取得稅ヲ課ケマセヌノハ、大體ノ不動產取得稅ガ課カリマス、其ノ營團ハ三分ノ二

土地ヲ取得シ、建物ヲ建テルト云フ場合ニハ、默ツテ置キマスレバ、地方稅ノ不動產

取得稅ガ課カリマス、其ノ營團ハ三分ノ二程ヲ分譲スル建前ニシテ居リマスノデ、隨

テ分譲シマスト、分譲ヲ受ケマシテ個人ガマス、ソレカラモウツハ、事務所ノ用ニ供シテ

居ル限りハ、登錄稅ガ課カラナイデアリマスガ、併シナガラ地租ナリ、家屋稅ナリ

ハノ登録稅ヲ課ケナリ、此ノ點が免稅ニナリマス、ヤウニ願ヒタイト思ヒマス

ソレカラ住宅營團ノ事業ニ伴ヒマシテ、土地ヲ取得シマスル場合ニ國稅ノ登錄税ハ課カリマスガ、今度ソレヲ各個人ニ行キマス場合ニハ課ケナイ、斯ウ云フ手段ヲ執ツテ居ルノデス、詰リ地方稅ノ方ニ於キマシテハ團體ニ先づ課ケナイト云フコトニシ、各個人ニ行ク場合ニ課ケルト云フ態勢ヲ執ツテ居リマスガ、國稅ノ方ハソレトアベコベニナリマシテ、最初ニ取ル、併シ其ノ次ニハ免稅スル、斯ウ云フヤウニシテ二重課稅ノ方法ヲ避ケテ居ルノデアリマス、其ノ點御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス。

○山川委員 モウ一つ實例ニ付テ御伺ヒ申上ダタイノデスガ、假ニ大阪附近ニ此ノ頃造

リマス所ノ住宅デアリマスガ、政府ノ命令ニ依ツテ必要ノ住宅ヲ拵ヘルト云フノデ拵

ヘル、ソレハ一ツノ住宅デ五万人位ハ住ヒ

ナドニモ、今度八十万人位ノ人ハ一ツ所ニ

住ヒスル住宅ヲ造ラナケレバナラスト云フ

問題ガ起ツテ居ル、斯ウ云フモノヲ造リマ

シタ時ニ、命令ニ依ツテ行フモノトシテ、

ヤハリスウ云フ貸家組合法トカ、或ハ住宅

ト見做シテ、此ノ方ニ掛ツテ行クノデアリ

マスカ、是ハ別ノ方ニ見做サレルノデアリ

マスカ、一ツノ工場トシテ經營者ガ一個デ

カ、ソレハ別ニサウ云フモノヲ一個ノ組合

スル位ノ設備ヲシテ居ル、所々ニソンナモ

ノガ何十箇所ト出來テ居ル、現ニ和歌山縣

○中島(賢)政府委員 只今御話ノ、工場ガ

自分ノ職員ノ爲ニ、或ハ労務者ノ爲ニ住宅

ヲ建テマス場合ニハ、何等免稅ノ特典ハア

リマセヌ、斯様ニ御承知ヲ願ヒタイト思ヒ

マス

○山川委員 工場ノ附屬物デハナイト云フ

形式ヲ執ルコトガ出來マスカ

○中島(賢)政府委員 ドウ云フ御考ヘカ能

ク分ラナイノデアリマスガ、貸家組合ハ貸

家業者——業者ト云フト語盤ガアリマスガ、

貸家ノ所有者ガ集マリマシテ組織スル組合

デアリマス、知事ノ認可ヲ受ケテ出來ル組合デアリマスカラ、事業主ガ自分ノ職員ノ

住宅ヲ建テヨウト云フ場合ニハ、貸家組合

法ノ適用ハナイ譯デアリマス、事業主ガア

ルダケデアリマシテ、貸家組合ト云フモノ

ヲ組織シテヤル譯デハアリマセヌ、サウ云

フ場合ニハ貸家組合ノ方ニ關係アリマセヌ、

又住宅營團ニ賴ンデ造ツタト云フ場合ニ於

アリマス場合ニハ、名前ハドノヤウニモ付

ケラレマス、若シ之ヲ集團的ナモノニシヨウ

ウトスレバ、多クノ者ノ名前ヲ集メテ來レ

バ出來ル、斯ウ云フコトニ付テ餘程慎重ナ

考ヘヲ持ツテ居ナイト、色々ト是ハ防害ニ

ナル、又營利ノ觀念カラ事業ヲ經營スル者

ハ、各方面ノ各種ノ觀點カラ考ヘテ、ドウ

云フ風ニ法律ヲ應用スルカ、利用スルカ分

ラヌノデアリマス、國家ノ財力ニ損害ノ起

ラナイヤウニ、先づ以テ考ヘテ置カナケレ

バナラヌ、斯ウ云フヤウニ考ヘマス、又ソ

レガ爲ニソンナ大キナモノヲ造ラレタノヲ

包容シテ居ル町村或ハ市、サウ云フモノノ

經濟ノ上ニ於テ、非常ニ難儀ナコトガ出來

ルカ、非常ニ便宜ナコトガ出來ルカ、是ガ

岐路ニナル、私共田舎ノ仕事ヤ色々ナ事

ヲヤツテ居リマスガ、サウ云フヤウナコト

カラ考ヘマシテ、斯ウ云フ方面ノコトニ付

テ、少シ知識ヲ與ヘテ戴キタイ

○中島(賢)政府委員 只今御話ノ、工場ガ

自分ノ職員ノ爲ニ、或ハ労務者ノ爲ニ住宅

ヲ建テマス場合ニハ、何等免稅ノ特典ハア

リマセヌ、斯様ニ御承知ヲ願ヒタイト思ヒ

マス

○中島(賢)政府委員 形式ヲ執ルコトガ出來マスカ

○野口委員 先程山川君ノ質問ニ依リマシ

テ、住宅ノ基本對策ノ人口分布、土地配分

ノ綜合的調整ト云フ點ハ、大體分リマシタ

イ、住宅ナルモノ、或ハ貸家ナルモノハ、石

造、木造或ハ「セメント」造リト云フ範圍ガ、

此ノ一ツノ法律ノ目指ス住宅、貸家ト云フコトニナツテ居リマス、近頃高度國防國家

ヲ建設スル爲ニハ、分散都市其ノ他ノ重要

項目ガ、政府ノ國策ノ中ニ織込マレテ、指揮命令ニ依ツテアチラコチラニ、點々トシ

テ建設サレツツアルノデアリマスガ、將來

防空國家ノ建設ノ場合ニ於テハ、山ニ對シ

テ横洞ト云フモノガ相當必要ニナツテ來ル

場合ガアル、隨テ一ツノ工廠ガ設ケラレタ

ト假定致シマシテ、其ノ横ニ大キナ山ガア

ツテ、其ノ山ノ横腹ニ横洞ヲ開ケテ、澤山ノ

部屋ヲ拵ヘ、非常時ニハ人ニ貸付ケル、サ

ウ云フ横洞ヲ貸ス場合ノ範圍ハドウナルカ、

サウ云フモノモ之ニ含マレルノデスカ、明確ニシテ置キタイ、住宅借家ノ「コンクリー

ト」、木造、石造ト云フモノハ分ルガ、自

然ノ山ヲ利用シテ部屋ヲ拵ヘルコトハドウ

ナルカ、住宅、貸家ノ定義ノ範圍ニ入ルカ

ドウカヲ伺ツテ置キマス

○熊谷政府委員 御答ヘ申上ゲマス、只今

ノ御質問ニ對シテハ、大體ニ於テ木造ヲ粗

ツテ居リマス、住宅營團デ粗ツテ居リマス

ノハ、先程申シマシタヤウナ二十坪以下ノ庶

民住宅デアリマス、貸家組合法デ出來マスル

住宅モ、大體二十坪ニ制限サレテ居リマス、

テル人ト云フモノハ飽クマデモ會社其ノモ

ノナノデアリマスカラ、其ノ場合ニハ免稅

ニハナラヌノデアリマス、左様ニ御承知願

ヒタイ

○中山委員 一寸議事進行ニ付テ——只今

議題ニ上ツテ居リマスニツノ法案ハ、大體

貸家、住宅ノ供給ト、生産力擴充等重要國

策ノ完遂ヲ期スル爲メトナツテ居リマスガ、

此ノ場合一應議事進行上御尋ねシテ置キタ

リマセヌ、斯様ニ御承知ヲ願ヒタイト思ヒ

マス

○添田委員長 野口君

○野口委員 先程山川君ノ質問ニ依リマシ

テ、少シ知識ヲ與ヘテ戴キタイ

○中島(賢)政府委員 只今御話ノ、工場ガ

自分ノ職員ノ爲ニ、或ハ労務者ノ爲ニ住宅

ヲ建テマス場合ニハ、何等免稅ノ特典ハア

リマセヌ、斯様ニ御承知ヲ願ヒタイト思ヒ

マス

○中島(賢)政府委員 形式ヲ執ルコトガ出來マスカ

○野口委員 先程申シマシタ人口分布、

或ハ土地配分ノ調整ト云フコトニ付テ、何

ノ中デヤルカト云フコトハ、マダ具體的ニ

是デヤルト云フコトヲ決メタモノハアリマ

セヌガ、大體カラ言ヘバ、今御意見ノヤウ

ナ國土計畫ト云フモノニ付テモ、今政府ハ

カラ來ルノデアリマスカ、最近計畫サレテ

居リマス所謂國土計畫ノ中ニ含ンデヤラレ

ガ、私ハ其ノ人口ノ分布ト土地配分ヲ調整

致シマスルノニ、是ハ中央都市計畫ノ方面

カラ來ルノデアリマスカ、最近計畫サレテ

居リマス所謂國土計畫ノ中ニ含ンデヤラレ

一寸話が入口マデ來マシタガ、一寸進メタ  
シテ居ル者デアリマシテ能ク分ルノデスガ、  
職域ニ通フ交通ノ關係ハ、殺人交通ト今言  
ノ中央ノ、只今ノ最モ殷賑產業地帶ニ生活  
建設ニ關スル問題デアリマス、私ハ京神間  
ハレテ居リマス、ソレハヤハリ工場經營者  
ガ、自己ノ會社ノ從業員ニ對シテ、住宅或  
ハ住居、宿泊ト云フ點ニ付テ今マデ案外無  
關心デアツカカラデアリマス、ソレニ付キ  
マシテ、寧ロ工場經營者ニ下級勞務者住宅  
ヲ、工場ヲ許可スル不可分的條件トシテ、  
建築スル義務ヲ負ハシメタラドウカ、斯ウ  
思フ點デアリマス、ソレト同時ニ官廳ノ所  
謂下級勞務者デス、是モヤハリ官廳ガサウ  
シテ考ヘテ居ルノデアリマスガ、政府當局  
ハ之ニ付テ御研究ナサレテ居リマシタカ、  
等シク、斯ウ云フ點ヲ吾々ハ實生活カラ通  
シテ考ヘテ居ルノデアリマスガ、政府當局  
ハ之ニ付テ御研究ナサレテ居リマシタカ、  
或ハサウデナクテモ御考ヘガアリマシタ  
ラ、其ノ御所信ヲ承ツテ置キタイト思フノ  
デアリマス

ツト、民間ノ貸家業者ニ建テ  
家組合法ト云フモノヲ、茲ニ提案ヲ致シタ  
譯デアリマスガ、其ノ根本ト言ヒマスカ、  
一ツノ土臺ニナル工場ニ付テハ、事業主自  
ラガ建テテ貰ヒタイト云フ點ニ付キマシテ、  
果シテ今ノヤウニ便益ヲ圖ルト云フ程度  
デ、旨ク行クカドウカト云フコトヲ懸念セ  
ラルノデアリマスガ、其ノ點ニ付テハ政  
府ノ住宅對策ノ要綱ノ中ニモ、實ハ政府ガ  
必要ニ應ジテ——餘り小サナモノマデト云  
フ譯ニモ參リマセヌカラ、一定數以上ノ勞  
務者ヲ使用スル事業主ニ對シテハ、必要ナ  
住宅ノ建築ヲ命令スルト云フコトモ、實ハ  
一ツノ施設ノ方針ノ中ニ含ンデ居リマス、  
更ニ唯單ニ民間ノ事業主ダケデナク、政府  
ノ作業場或ハ多數ニ勞務者ヲ使用シテ居ルノ  
政府施設ノ從業員ニ對スル住宅ヲ、政府自  
ラ之ヲ建テナケレバナラナイト云フコトモ、  
實ハ一ツノ施設ノ方針トシテ考ヘテ居ルノ  
デアリマスガ、之ヲドウ云フ風ニ命令ヲシ  
テ行クカ、ドウ云フ形式デヤツテ行クカト  
云フコトニ付テハ、今後ノ推移ニ從ツテ考  
ヘタイト思ツテ居リマスガ、或ハ場合ニ依  
レバ、總動員法カラデモヤレルデアリマセ  
ウ、或ハイケナケレバ更ニ法律モ制定出来  
ルカト思ヒマスガ、是モヤハリ推移ニ應ジ  
テ其ノ方法ヲ講ジタイ、左様ニ考ヘテ居リ  
マス

居ル下級労務者ガ、依然トシテ職業奉公ヲシナガラ殺人交通ノ眞只中デ戰ツテ通勤シテ居ルト云フコトカラシテ、其ノ大キナ利益ノ一部ヲ政府ハ割カシメマシテ、徒ニ稅收入ニスルノミニアラズシテ、其ノ一部ヲ彼等ノ庶民級住宅建設資金ノ方面ニ充テルト云フコトガ、時代ニ即應シタ最モ適策デハナイカト思ヒマスガ、是ハマア大藏省其ノ他ノ關係ガアリマセウガ、一應厚生省ノ御考ヘヲ突込ンデ聽イテ置キタイト思ヒマス

セヌ、併シ之ヲ質貸人  
ノ名義ニシテ、賣買ノ名  
ト云フ方法ハ、世間又  
アリマスカラ、隨て其  
シテノ收入ヲ繼續セシム  
ガ本組合ノ任意設立カ  
ト云フト語弊ガアリマ  
シ、利益ヲ繼續セシム  
ルノデハナイカト思フ  
ヘニナリ、任意設立ニ  
カドウカ

○熊谷政府委員 其ノ  
アリマシテ、貸家組合ヨ  
此ノ住宅ト云フモノガ  
大キナ意味ヲ持ツテ居  
ル貸家投資家ノ組合ヲ  
合ハ相當公益ナモノト  
云フコトカラ致シマシ  
勿論第一ノ狙ヒハ貸家  
賃貸借ノ適正、或ヘ質貸  
貸家建築ニ對スル指導  
アリマシテ、貸家組合ニ  
タヤウナコトヲ行フヤ  
レバ、法文ノ中ニモ適  
ノデアリマスカラ、嚴  
キタイト思ヒマス

○野口委員 貸家組合  
テ、強制デナイカラ貸家  
山ノ貸家業者ガアリマ  
カ、斯ウ思フノデスガ  
カラ見テ、其ノ取締ガ  
アリマスガ、サウシマ

○熊谷政府委員 只今

ト賃借人トガ特約ヲ  
義ニ致シ、月賦償還  
ル・一八ヲ逃レテ居ル  
ナキニシモアラズト  
ハマア取締ノ方面デ  
スト是ハ任意設立デ  
ノ方面ノ特殊利益ト  
テ置カレマスカ、是  
ラ來ル——一面彼等  
スガ、其ノ方々ヲ利  
ル合法的脱法ガ出来  
、斯ウ云フ點ヲ御考  
サレタノデアリマス

—

ガアリマシテ、第五條ヲ御覽ニナリマスル

ト「行政官廳貸家ノ經營」ヲ適正ヲ圖ル爲特ニ  
必要アリト認ムルトキハ、貸家組合ノ組合員  
又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非ズシテ其ノ組合  
ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者  
ニ對シ其ノ組合ノ統制ヲ從フベキコトヲ命

ブルコトヲ得」トアリマス、ソレデ貸家組合ハ組合員ニ對シマシテハ、勿論統制ガ出來マスシ、統制ニ從ハナケレバ第二十七條ニ依リマシテ、過怠金ヲ取ルコトモ出來ルノ

○野口委員 併シナガラ今ノハ所謂民法ノ  
ハ、行政官署ガ必要ト認ムレバ、統制條件ニ從ヘト云フコトヲ命ズルコトガ出來ルノハアリマシテ、ソレニ違反致シマスレバ、第四十五條ノ規定ニ依リマシテ制裁ガアル  
譯デアリマス

自由契約ノ原則デ行カレルド、ヤハリ取締  
ハ出来ナイカト思フデスガ、ソレハソレデ  
預ケテ置キマス、ソレデ其ノ取締當局ガ、  
ヤハリ警察ニナリマスカ、行政官廳當該官  
吏ト云フノハ、警察ニナルノデスカ  
○熊谷政府委員 御答へ申上ゲマス、警察

○野口委員 警察デナイト云フコトヲ伺ヒ  
マシテ、是ハ最モ宜イコトト思ヒマス、隨  
テ此ノ方面ノ、例ヘバ只今マデ「アパート」

ノ如キハ警察ガ取締ツテ居リマス、其ノ色  
色ナ細カイコトヲ隨テ御追究申上ゲタイト  
思ヒマンシタガ、サウデナイト云フコトデシ  
タカラ、ソレヲ止ヌマス、私ハ只今ノ住室  
拂底ノ事實カラ見テ、本法案ノ出マシタコ  
トハ、旱天ニ恰モ雨ヲ望シダヤウナ氣持ガ、  
國民ノ中ニアルト思ヒマスガ、一番心配ニ  
ナルノハ資材ノ供給ト思フノデス、當局ノ

御説明ノ中ニ、極メテ資材ノ供給ガ滑力ニ

行ク如キ感ジヲ抱カセマシタガ、此ノ事實ハサウ云フ御言葉ト甚ダ違ツタ結果ラ生ズルノデハナイカト憂ヘルノデアリマス、或ハ企畫院、商工省ト十分ニ資材供給ニ對シテノ活用ガ付キマシテ、茲ニ建全ナル而モ

○熊谷政府委員　御話ノ通り住宅營團ニ致  
完全ナル資材供給ノ確信ヲ得テナサレテ居  
ルノデアルカドウカ、ソレヲ一ツハツキリ  
承ツテ置キタイト思フノデアリマス

シマシテモ、亦貸家組合ニ致シマシテモ、根本ノ問題ハ土地ノ問題ト資材ノ問題デアラウト思ヒマス、殊ニ資材ヲ確保スルコトガ出来ルカ、出来ナイカガ、此ノ仕事ガ圓滑ニ行クカドウカノ岐レ路デアラウト考ヘマス、隨ヒマシテ只今御話ノアリマシタヤウニ、企畫院ナリ、商工省、農林省トハ十分

ノ話合ヲ進ヌテ居リマシテ、ソレ等ノ各廳ニ於カレマシテモ、此ノ住宅問題ガ生産力擴充、或ハ軍需工場ノ關係カラ言ヒマシテモ、亦國民生活安定ノ上カラ言ヒマシテモ、非常ニ大事ナコトデアル、出來ルダケ一ツヤラウト云フコトデ御賛成ヲ得テ居リマス〇野口委員企畫院、商工省ノ賛成ヲ得テ

居ルト云フコトニ付キマシテ、資材關係ニ  
付テノ或ル程度ノ安心ハ致シマシタ、モウ  
一ツノ是ト竝行致シマスル必要ナル土地ハ、

私ノ考ヘデハ殷賑産業地帶ニ於テ、各種工場ガ所謂跋扈シテ居リマシテ、中々好イ佳宅地トシテノ適當ナル土地ノ發見ガ困難デハナイカト思ハレルノデアリマス、是ニ於テ一ツ明治時代カラ、所謂古イボロ長屋トシテ、云フノガ各既成都市ニハ皆アリマス、是ハ先程山川君ノ言ツタ立體建築カラ見マスルト、全然今反對ノ結果ニナツテ居リマス、

是等ハ極メテ不衛生的ナ、問題ニナラナイ

貧民街ト云フノガ、到ル處ノ都市ニ必ズアリテ、國民ヲ困難サセナイヤウナ程度ノ待遇ヲ致シテ買收シテ、茲ニ立體建築ヲスルト云フコトハ私ハ必要デハナイカト思フ、ソレハ謀

域ニ對スル地理的關係モ、好イ位置ニ在ルノデス、而シテ事實今日貧民街ト云フモノハ相當アリマスノデ、斯ウ云フ點ハ相當力有  
點ヲ以テ、御研究ナサレテ居ルト思フノデ

○熊谷政府委員 只今ノ御尋ネノ點ハ、實ハ不良住宅改善法ト云フノガアリマシテ、其ノ法規ニ基キマシテ、密集地區ノ極クナ點ハ、段々ト豫算ノ許ス範圍デ改善ラシツツアルノデアリマス、唯非常ニ汚イ住宅

ガ多イカラト云ツテ、ソレヲ叩キ毀シテ新  
シク造ルト云フコトハ、此ノ際住宅ノ非常  
ニ拂底シテ居ル状況カラ考へマシテ、ド立  
デアラウカト考ヘル次第デアリマス  
○野口委員 次ニ心配ニナリマスルノハ建  
築技能者デアリマス、事實ハ簡単ニ言フ所  
謂職人、大工、左官其ノ他、是等ガドシド

シト工場労務者ノ方ニ轉向致シテ居リマス  
事實貸家其ノ他家ノ修繕ヲシヨウト致シマ  
シテモ、只今ニ於キマスル事實上ノ狀態ハ

職人ハアリマセヌ、ソレハドウシテナクナ  
ツタカ、原因ハ澤山アリマス、工場労務考  
ノ方ガ收入ガ宜イ、モウ一ツハ自分達ノ詰  
リ工具、例ヘバ鋸、飽ト云フ如キモノガ田  
フヤウナ良イモノガ手ニ入ラヌ、色々ト原  
因ガ輻輳致シマシテ、轉失業シテ居リマス  
單ナル修繕デモ所謂職人ガアリマセヌ、政  
府ハ此ノ建築技能者ト云フ方面ヲ、餘程御

考へニナツテ之ヲ養成スルカ、或ハ現在建

築技能者ノ名簿デモ取ラレテ、是等ニ對ス  
ル相當ノ待遇ヲシテ、此ノ住宅政策ニ對ス  
ル誤リナイ方法ヲ講ジテ居ラレマスカ、サ  
ウ云フ點ヲ伺ツテ置キタイト思フノデアリ  
マス

○熊谷政府委員 御話ノ通り建築技術者ガ非常ニ拂底シテ居ルノデアリマシテ、段々ト工場ノ方ニ行ク者モ多イヤウデアリマス、建築技能者ノ氏名登録ト云フヤウナコトハ、

是ハ職業局デ出来テ居ルノデアリマシテ、  
マア其ノ名簿ヲ見レバ分ル譯デアリマスガ、  
大體ニ於キマシテ現在同潤會ガアリマシテ、  
是ハ相當ナ技能者ヲ持ツテ居リマス、ソコ  
デ大體斯ウ云フ住宅拂底ノ折柄デアリマス  
カラ、技能者モ非常ニ注意ヲシテ集メテ居  
リマス、又はハ豫算ノ中ニモ多少アリマス

ガ、斯ウ云フ貸家ヲ建築スルヤウナ大工等ノ、他の方ノ技術者モ出來ルダケ其ノ豫算デ、全國五箇所ニ於キマシテ養成スルヤウナ計畫モ致シテ居ルノデアリマス、尙ホ請負業者ニアリマスガ、是ハ只今住宅ガ少イ、或ハ物資ノ供給ノ關係カラ相當遊ンデ居ルヤウナ者モアリマシテ、サウ云フモノノ中

ノ立派ナ者ハ、出來ルダケ善用致シマシテ  
利用シテ行キタイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居  
リマス

○野口委員 是等ノ仕事ヲサセマスル請負業者ノコトニ付キマシテ一言申上ゲ、又御意見ヲ伺ツテ置キタイト思フノデアリマス、現ニ京濱間ノ請負業者ハ、今政府委員カラ休ンデ居ルト云フ御言葉モアリマシタガ、休ンデ居ルト云フ形ヲ呈シテ居ルカモ知レマセヌガ、事實ハ金アレドモ物ナシト云フ點デサウナツテ居リマス、隨テ單ナル請負

契約、或ハ隨意契約デモ、兎ニ角請負ヲ致シマシテ、金ハ持ツテ居リマシテモ、「セメント」ヲ買ハウニモ、釘ヲ買ハウニモ手ニ入ラヌ、運輸ノ關係カラ「ガソリン」モ手ニ入ラスト云フ所カラ、動キガ付カナイト云フ俗語ニ盡キルノデアリマス、是等ハ餘程御考ヘノ中ニ入レテ、是等ニ特殊ノ便宜ヲ與ヘテ、而シテ後ニ請負ヲセシムルト云フコトデナイト、佛作ツテ魂入レザル結果ニ陷入ト思フノデス、斯ウ云フ點ハ十分研究サレテ居ルト思ヒマスガ、研究セラレテ居ルナラバ、其ノ内容ヲ御聽カセ願タイト思ヒ

ト、何カ條件ガアリマスカ、例ヘバ建坪三十坪ナラバ、空地五十坪要ルトカ、建坪十五坪ハ空地二十五坪ヲ要スルトカ、是ハ國防上當然御考ヘノコトト思ヒマスガ、唯庶民級ノ實際生活カラ言ヒマシテ、將來地代ヲ拂フ土地ヲ持ツ、詰リ身分不相應ノ、事實生活ヨリ以上ノ庭ヲ持ツ、大キナ犠牲的負擔ガ永久ニ續クノダ、斯ウ云フ點ガ分譲シテ貰フ時ニ於ケル、第一ノ利害關係ノ打算ダト思フノデアリマス、國防關係ト庶民級ノ實際生活トノ上カラ見テ、十分ニ研究スベキコトト思フノデアリマスガ此ノ點ノ御所見ヲ承リタイト思ヒマス

○熊谷政府委員 御話ノ通リデアリマシテ、金アレドモ物ナシト云フコトデ、可ナリ休業狀態ニアル者ガ多イヤウニ思ツテ居リマス、先程申上ゲマシタヤウニ、此ノ住宅營團ノ住宅建築ノ中心ハ物資ニアルノデアリマシテ、物資ニ付キマシテハ、物動計畫ニモ之ヲ計上シテ考ヘテ貰ヒタイト云フコトデ、折角交渉中デアリマスガ、サウナルデアラウト思フノデアリマスガ、サウナリマスト住宅營團ノ建築ヲ請負ヒマシタ請負師ニ對シマシテハ、政府ガ住宅營團ヲ通ジマシテ配給證明書ヲ出ス、住宅營團ニ向ツテハ、配給ヲスルト云フコトモ出來ルカト思フノデアリマスガ、出來ルダケサウ云フ點ニ、抜カリノナイヤウニ考ヘテ見タイト思ヒマス

○野口委員 ソレガ仰シヤル通りニ行キマスレバ、是ハ速カニ實現出來ルモノト、大體私等ハ確信ヲ深メテ參リマシタ、最後ニアトニツバカリ簡單ニ要點ダケ御伺ヒ致シテ見タイト思フノデアリマス、住宅營團ノ住宅ノ坪數ト、ソレニ必要ナル敷地ノ坪數

ト、何カ條件ガアリマスカ、例ヘバ建坪三十坪ナラバ、空地五十坪要ルトカ、建坪十五坪ハ空地二十五坪ヲ要スルトカ、是ハ國防上當然御考ヘノコトト思ヒマスガ、唯庶民級ノ實際生活カラ言ヒマシテ、將來地代ヲ拂フ土地ヲ持ツ、詰リ身分不相應ノ、事實生活ヨリ以上ノ庭ヲ持ツ、大キナ犠牲的負擔ガ永久ニ續クノダ、斯ウ云フ點ガ分譲シテ貰フ時ニ於ケル、第一ノ利害關係ノ打算ダト思フノデアリマス、國防關係ト庶民級ノ實際生活トノ上カラ見テ、十分ニ研究スベキコトト思フノデアリマスガ此ノ點ノ御所見ヲ承リタイト思ヒマス

○熊谷政府委員 先程申上ゲマシタ二十坪ト十五坪ト十坪ノ三段階デヤル積リデアリマス、二十坪ノ家屋ニ付キマシテハ、大體五十坪見當、十五坪ニハ四十坪、十坪ニハ三十坪見當ニシテ事業計畫ヲ立テテ居リマス其ノ通リナルカドウカ知レマセヌガ、事業計畫トシテハサウナツテ居リマス、只今御話ノ高イ地代ヲ將來拂フヤウニナルト困ルカラト云フコトデアリマスガ、先程カラ申上ゲテ居リマスヤウニ二十坪住宅ト、十五坪ノ住宅ハ土地附ノ分譲デアリマシテ、二十年後ニハ所有權ガ其ノ人ニ移轉スル譯デアリマスカラ、地代ノ問題ハ起ラナイト思ヒマス、尙ホ十坪ノ住宅ニ付テハ賃貸スルノデアリマシテ、地代ノ關係ガ起ルノデアリマスガ、是ハ住宅營團ガ經營スルノデアリマスカラ、出來ルダケ安ク經營シテ行キタイト思ヒマス

○野口委員 最モ適當シタ人ヲ物色願ヒタ伊ト思ヒマス、私ハ之ヲ以テ一時質問ヲ中止致シマス

○添田委員長 ソレデハ丁度十二時ニナリマシタカラ、本日ハ是デ散會致シマス、明日後日月曜日午前十時ヨリ開會致シマス 午後零時十分散會

昭和十六年二月八日印刷

昭和十六年二月九日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局